平成２３年（フ）第７２号
青森県北津軽郡鶴田町大字野木字西松虫126番地、住民票上の住所青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字柳元61番地１　齊藤せつ方
債務者　齋藤　　聰
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１５０１号
愛知県半田市亀崎町９丁目88番地
債務者　鈴木　千秋
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５５４号
名古屋市港区川間町３丁目37番地　港が見えるマンション401号
債務者　ＨＩＳこと　平井　雄二
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６８４号
名古屋市中川区運河町１番27号　フォンティーヌ黒部750―１Ｓ号
債務者　森本　　強
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６２号
鹿児島県曽於市末吉町諏訪方1222番地
債務者　川添　睦男
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
鹿児島県志布志市有明町蓬原1387番地１、前住所宮崎県串間市大字西方3929番地３
債務者　田畑　亮栄（旧姓轟）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１３４号
松江市西川津町832番地２、住民票上の住所島根県仁多郡奥出雲町稲原595番地１
債務者　落合福美子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４４号
松江市西嫁島２丁目４番８号
債務者　影山　恭彦
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９１号
青森市緑２丁目４番地２　メモリーヴィレッジ103号
債務者　野田可南子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３３号
青森市金沢１丁目７番22号
債務者　佐藤　雪博
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５４号
青森市小柳２丁目11番３号　シティハイツ201号
債務者　山内　誠也
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６６号
青森市大字石江字岡部144番地６
債務者　山本祐洸子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２９号
福島県いわき市泉もえぎ台３丁目18番地の４、前住所福島県いわき市植田町中央１丁目９番地の16
債務者　蛭田マキ子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第３９５号
熊本県上益城郡甲佐町大字船津1977番地４
債務者　桑田　祐作
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第３５号
千葉県茂原市東茂原７番地
破産者　株式会社アーウィンベーアテック
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第６２７８号
東京都台東区松が谷３丁目20―12―1102
破産者　津田　訓範
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６７１１号
東京都東久留米市本町３丁目６番９号
破産者　有限会社ディアン
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６５０１号
東京都日野市百草567―14
破産者　半澤　洋子
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部